

データ資料28 大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設の地域別設置状況
(平成30年3月末現在)

法施行令 別表第1 の項番号	施設名	南部地域		中北部地域	合計
		総量規制地域		その他の地域	
		京都市区域	山城区域		
1	ボイラー	1,099	578	741	2,418
2	ガス発生炉・加熱炉			1	1
3	焙焼炉・焼結炉等				
4	溶鋳炉等			5	5
5	金属溶解炉	25	8	14	47
6	金属加熱炉	8	6	24	38
7	加熱炉				
8、8の2	触媒再生塔・焼成炉				
9	焼成炉・溶融炉	2	3	101	106
10	反応炉・直火炉	2	2	3	7
11	乾燥炉	6	15	45	66
12	電気炉				
13	廃棄物焼却炉	21	16	37	74
14	銅鉛等精錬用焙焼炉等				
15	カドミウム系顔料乾燥施設				
16	塩素急速冷却施設				
17	塩化第二鉄用溶解槽				
18	活性炭製造用反応炉				
19	塩素反応施設等				
20	アルミニウム精錬用電解炉				
21	リン肥料製造用反応施設等			1	1
22	弗酸製造用凝縮施設等				
23	リン酸ナトリウム製造用反応施設等				
24	鉛二次精錬用等溶解炉		8	4	12
25	鉛蓄電池製造用溶解炉	71		22	93
26	鉛系顔料製造用溶解炉				
27	硝酸製造用吸収施設等				
28	コークス炉				
29	ガスタービン	91	22	45	158
30	ディーゼル機関	473	127	211	811
31	ガス機関	57	33	16	106
32	ガソリン機関				
合計		1,855	818	1,270	3,943
工場・事業場数		718	269	495	1,482

(注) 大気汚染防止法第27条第2項の規定により国の行政機関の長から通知があった電気事業法に規定する電気工作物、ガス事業法に規定するガス工作物、鉱山保安法に規定する工作物等を含みます。